

## 入札参加資格制限措置の概要

## 1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	佐藤建設株式会社（代表取締役 佐藤 篤司）
	法人番号 8380001015992
住所	福島県南相馬市小高区小屋木字障子口53-1

## 2. 措置期間

令和 6年 2月 26日 ～ 令和 7年 2月 25日（12か月）

## 3. 事実概要

令和3年2月13日、当該業者が二次下請負人として施工していた南相馬市小高区の公共災害復旧工事現場（福島県発注）で、張ブロック撤去作業中に、ワイヤーロープのフックが外れ、労働者の右腕に直撃し打撲するなどの労働災害があったにも関わらず、令和3年3月2日、同社の代表取締役及び課長は、共謀の上、当該労働災害を自社の解体工事現場での事故として労働基準監督署へ虚偽報告していた。

このことにより、令和5年12月15日、同社及び同社の代表取締役が労働安全衛生法第100条違反により、いわき簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

## 4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の6（労働安全衛生法違反行為）に該当するため。

## 【入札参加資格制限措置要綱別表第2の6】

措置要件	期間
(労働安全衛生法違反行為) 6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上12か月以内

## 問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町2-16  
(電話) 024-521-7899